

生徒の校外活動に関して

本校では、生徒たち同士が同じ体験をし、同じ時間を共有することが、生徒一人ひとりの成長につながると考えており、学校生活を最優先としている。すなわち、家庭での「旅行」や「習い事」などと学校時に重なりがないよう、授業や学校行事を優先しなければならない。また、「アルバイト」や「芸能活動」、「雑誌等への写真掲載」に関しては学業優先の原則から、禁止である。以下、主たる校外活動の基準であるが、判断に迷った場合には、出来る限り早く担任に相談すること。

1. 資格試験

対象:英検・GTEC・TEAP・TOEIC・TOEFL・ケンブリッジ英検・IELTS・SAT・仏検・独検・漢検など

学校時と重ならない日に受験できる場合には、学校時と重ならない日に受検する。学校時と重ならない日に受検できない場合には担任に相談する。その資格・試験の結果が高校卒業後の進路に必要な不可欠な場合で、学校時と重ならない日にどうしても受検できない場合は、高2以降、公認欠課(出席扱い)での受検を認める。

2. スポーツ

① 中体連・高体連など、公的な機関(財団法人など)が主催するスポーツの試合

A. 本校にクラブがなく、個人加盟として中体連・高体連主催の試合に出場する場合

または、本校にクラブがない競技で公的な機関が主催する大会に出場する場合

大会が学校時と重なる場合は、公認欠課(出席扱い)とする。個人加盟する場合は、年度の初めに申し出る。

B. 中体連・高体連が主催する大会以外の大会に出場・参加したい場合

大会が学校時と重なる場合、予め協議した上で、欠席扱いで出場を認めることがある。(大会に出ることでインターハイなどへのポイントになる、あるいは標準タイムのクリアに必要である、といった場合など。

出場する場合には大会の位置づけに関する資料・年間の計画・参加依頼書などの提出が必要)

② 中体連・高体連にないスポーツの場合

大会が学校時と重なる場合、出場を見送ることが原則だが、協議の上で欠席扱いで出場を認めることがある。(大会の位置づけに関する資料・年間の計画・参加依頼書などの提出が必要)

③ 全国大会・国際大会・オリンピック相当の大会の場合は別途判断する。

※①、③で公認欠課(出席扱い)とならないケースに関しては、長期遠征や回数がかさむことに十分に注意すること。欠席をした授業の補いは自分で責任を持って行う。特に、高校では単位の取得にかかわることもあるので、担任としっかり相談すること。

3. 文化活動

対象:バレエ・ダンス・演劇・バンド・合唱・伝統芸能・音楽コンクール など

学校を欠席や遅刻、早退してお稽古ごとの発表会・リハーサル等に参加することは、認められない。が、高校卒業後の進路実現のために必要不可欠なコンクール、学校生活と十分に両立できていると学校が判断するお稽古ごとの発表等については、回数を限定し、参加するために学校を欠席、遅刻、早退することが認められることがある。

参加に際しては以下の点に注意すること。

- ① 発表のためのメディア(雑誌・テレビ・HP・YouTube など)への写真掲載・動画掲載は原則として行ってはいけない。チラシ・パンフレットに関しては担任に相談すること。
- ② 生徒間でのチケット販売など金銭のやり取りは行ってはいけない。
- ③ 出演を認めるに際し、当該団体に出演依頼書・催しの資料の提出を求めることがある。

現在、桐朋女子中・高等学校で芸能活動として活動を規制しているもの

- ・ テレビ・映画等への出演、オーディションへの参加
- ・ メディア(雑誌・テレビ・HP・YouTube など)への写真掲載・動画掲載
- ・ 芸能事務所への所属
- ・ 広く一般に(関係者以外に)チケット販売される、あるいは広く宣伝される公演への出演
- ・ その他、学校長が芸能活動と判断するもの